

仕 様 書

入札公告（令和8年7月13日付け黒部商工会議所公告第3号）に定めるもののほか、次の事項について、本契約（入札）の条件とします。

- （1）設計書に項目として含まれていない次の事項については、入札額に含め、入札額内訳書に記載するものとします。
 - ・ブラインドボックス（補強を含む）一式
 - ・取付用足場掛、コンクリート研り
 - ・堅枠工事、モルタル充填
 - ・取付用電力費
 - ・フォールディングドア、ハンガーレール、サイドフレームの取付下地
- （2）現地採寸や施工の結果、数量や面積、取付部材等に多少の増減があっても、契約金額の変更は原則としてしないものとします。ただし、発注者からの仕様変更、工事内容の追加・削減による場合を除きます。
- （3）配線及び配管工事は、設計者、本体新築工事業業者、電気工事業業者等との打合せにより、本体新築工事において施工するものとします。
- （4）設置に係る工事は、平日の日中において施工するものとします。
- （5）電動の物品については、ホームユースで積算するものとします。ホームユースで対応できない場合は、変更契約するものとします。
- （6）電動ロールスクリーンの電源は、本体工事施工業者との打合せにより、本体工事において施工するものとします。
- （7）ブラインドは、ギア式で積算するものとします。
- （8）製品の色については、各室の内装及び備品等との調和を考慮して現在検討中であり、現在指定していませんが、入札に当たっては設計書の仕様・規格・定価を基に積算してください。検討後速やかに連絡するものとします。
- （9）入札時点で予期し得ないことで、施工上の理由又は契約後のやむを得ない事由がある場合は、協議により契約額の変更等の対応をすることがあります。
- （10）施工にあたっては、設計者、本体新築工事業業者、電気工事業業者、システム機器設置業者その他の業者と事前に調整を行い、各々連携の下に施工するものとします。
- （11）会館新築工事の工期は令和9年2月26日までですが、社会経済情勢により工期が延長になることがあり、その場合は施工時期等が変更になる場合があります。